投資主総会招集及び基準日設定公告

令和八年十二月十七日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使できる投資主を確定するため、令和八年十月三十一日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、議決権を行使できる投資主といたします。

令和八年十月十五日

東京都港区六本木六丁目十番一号
六本木ヒルズ森タワー
インヴィンシブル投資法人